

京都大学フィールド科学教育研究センター上賀茂試験地と
武田薬品工業株式会社京都薬用植物園の連携に関する協定書

国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター上賀茂試験地（以下「甲」という）と武田薬品工業株式会社京都薬用植物園（以下「乙」という）とは、教育・研究・社会連携活動を中心とする両組織の交流を促進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、国際種子交換事業をはじめ、植物の栽培、植物資源収集・保存などの分野で、甲と乙が相互に連携協力することにより、国際貢献や生物多様性の保全を図り、もって甲乙それぞれの植物園機能の充実、専門人材の育成、環境教育の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定により、甲および乙が連携して活動を推進する主要分野は、以下のとおりとする。

- （1）国際種子交換事業の連携に関する事項
- （2）植物の栽培に関する事項
- （3）植物資源の収集・保全に関する事項
- （4）植物資源を用いた教育・研究・社会貢献活動に関する事項
- （5）その他前条の目的を達するために必要な事項

（経費の負担）

第3条 前条により甲および乙が連携して行う活動（以下「本件活動」という）について、費用が発生した場合、経費負担について甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、本協定に関して相手方から開示を受け、または知り得た情報・資料等を秘密として適切に管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならず、また、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されない。

- （1）相手方から開示を受け、または知り得た時点で、すでに公知であった事項
- （2）相手方から開示を受け、または知り得た後に、自己の責めによらず公知となった事項
- （3）相手方から開示を受け、または知得する以前に知得していたことを証明できる事項
- （4）正当な権限を有する第三者より機密保持義務を伴わずに開示を受けた事項
- （5）相手方に対して秘密保持義務を負う情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる事項

2 甲および乙は、前項において使用が許容された目的のために、同項により相手方に対して秘密保持義務を負う情報（以下「秘密情報」という。）を知る必要のある自己または自己の関係会社の役員および従業員、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法令により秘密情報について守秘義務を負う者（以下「役員等」という。）に対し、相手方の秘密情報を開示することができる。なお、当該開示にあたっては、開示した当事者（以下「開示当事者」という。）は、当該役員等に対し、本条により開示当事者に課される義務と同様の義務を課すものとし、当該役員等の当該義務違反は相手方との関係では開示当事者の義務違反とみなし、開示当事者は相手方に対して責任を負うものとする。

- 3 甲および乙は、法令または司法もしくは規制当局の法令に基づく強制力のある命令により秘密情報の開示を求められた場合（以下「開示要求」という。）、当該開示要求に従うために必要な範囲内において、相手方の同意を得ずに秘密情報を開示することができる。ただし、本項に基づき開示をする場合、甲および乙は、相手方に対し、事前に、または事前に行うことが困難な場合は開示後遅滞なく、当該開示要求および開示する秘密情報の内容について通知するとともに、当該情報の秘密性を保持するための合理的な努力を尽くすものとする。
- 4 前項により秘密情報を開示した場合であっても、当該秘密情報につき、その事実のみをもって公知の情報とみなしてはならない。
- 5 甲および乙は、第1項において使用が許容された目的を超えて、相手方の秘密情報が記載された書面・媒体を複写・複製しないものとする。また、相手方の秘密情報を複写・複製した場合、当該複写・複製物も秘密情報として取り扱う。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲および乙は、自己または自己の役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、および今後も次の各号のいずれにも該当せず、またいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力または詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体または個人（以下「反社会的勢力」という。）であること、または反社会的勢力であったこと（ただし、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合を除く。）
 - （2）反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、または有していたこと（ただし、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合を除く。）
 - （3）反社会的勢力に協力もしくは関与していること、または経営に反社会的勢力が関与していること
 - （4）相手方に対して、直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - （5）直接または第三者を介して、相手方についての風説を流布しまたは相手方に対して偽計もしくは威力を用いて、信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - （6）反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 2 甲および乙は、前項に対する違反が判明した場合、または違反が生じるおそれがある場合、直ちにその旨を相手方に報告しなければならない。

（贈収賄禁止法令の遵守）

第6条 甲および乙ならびにその従業員および代理人は、本件活動を行うにあたり、(i) 公務員、規制当局その他いかなる者に対しても、自己が不当な利益を得るためまたは取引を獲得・維持するために、これらの者の作為・不作為または意思決定に影響を及ぼし、誘引し、またはそれらへの見返りとする目的で、直接または間接を問わず、金銭その他の利益（賄賂を含むがこれに限られない）を提供し、提供を申し込み、約束し、もしくは承認し、または受領してはならず、また (ii) 刑法、不正競争防止法その他の適用ある贈収賄禁止法令を遵守しなけ

ればならない。

- 2 本協定が明確に許可している場合を除き、甲および乙ならびにその従業員および代理人は、受領者を明示して相手方の事前承諾を得ることなく、本協定の履行にあたって、第三者に支払を行ってはならず、また金品等の贈与を行ってはならない。
- 3 甲および乙は、前二項の規定に違反したことを知った場合、直ちにその旨を相手方に報告しなければならない。

(本協定からの離脱)

第7条 甲および乙は、理由の如何にかかわらず、毎年度末をもって本協定から離脱することができるものとするが、少なくとも1ヵ月前にその旨を相手方に申し入れるものとし、当該申し入れを受けた者は、これに対して何らの異議も申し立てない。

(解 除)

第8条 前条により甲または乙が本協定から離脱したときは、当該時点で本協定は終了するものとする。

2 甲および乙は、相手方が第5条または第6条の規定に違反したときは、書面にてその旨を相手方に通知することにより、直ちに本協定を解除することができる。

(有効期間)

第9条 本協定は、締結日に発効し、令和8年3月31日まで有効に存続する。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲または乙から本協定に関して何らの申し入れがない場合、本協定の有効期間は、自動的に3年間延長されるものとし、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第10条 本協定に定める事項の解釈について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項を定める必要があるときは、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各1通を保有・保管するものとする。

令和6年1月30日

(甲) 京都市北区上賀茂本山2
国立大学法人京都大学 フィールド科学教育研究センター上賀茂試験地
試験地長

(署 名)

(乙) 京都市左京区一乗寺竹ノ内町1-1番地
武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園
園長

(署 名)